

参議院商工委員会議録第四号

(101)

第九回
会

昭和五十五年三月二十五日(火曜日)

午前十時六分開会

委員の異動

三月二十一日

辞任

岩崎 純三君

三月二十二日

辞任

熊谷太三郎君

三月二十四日

辞任

計君

三月二十五日

辞任

小柳 勇君
向井 長年君
大木 正吾君
井上 計君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

斎藤 十朗君

中村 啓一君
眞鍋 賢二君
大森 昭君
安武 洋子君

岩崎 純三君
下条進一郎君
斎藤栄三郎君
福岡日出麿君
吉田 正雄君
中尾 辰義君
馬場 富君
市川 正一君
井上 計君

国務大臣 通商産業大臣 佐々木義武君
政府委員 通商産業政務次 官通商産業省貿易局長
通商産業省機械情報産業局長
工業技術院長

柿沢 弘治君
戸塚 進也君
花岡 宗助君
栗原 昭平君
石坂 誠一君

あります。しかし、いざれにいたしましてもこの法律自らしたと思いますが、現下の社会情勢の中でもあります。本法律を消費者保護あるいは省資源省エネルギーなど多面的に活用すべきではないかと考えますが、政府は本法律のこれまでの役割りをどのように評価をしているか、そしてまた今後この法律をどのように活用していくのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(戸塚進也君) お答えいたします。大森委員の適切な御指摘、まことにごもっともだと存じます。工業標準化につきましては、単に産業界ということだけでなく、一般消費者に対するJISマークというものの表示制度をしましてもJISマークといふもののが実現度を同じまして、大森委員御指摘のとおり、これまでも大きな便益を与えてきたと私どもは考えております。したがいまして、わが国経済の発展に大きな役割りを果たしてきたものと考えております。

○委員長(斎藤十朗君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十四日、井上計君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君が選任されました。

○委員長(斎藤十朗君) 工業標準化法の一部を改定する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明等につきましては、すでに前回の委員会において聽取をしておりますので、これより質疑に入ります。

○大森昭君 提案されております工業標準化法、

制定をされまして三十多年経過をしているわけで

また、JISが真に活用されるためには関係者の意見を十分踏まえたJISが制定されることが必要であると思いますが、この点どのようにお考えですか。

○政府委員(石坂誠一君) 御指摘のとおり、JISの制定、JISマークの表示制度の運営につきましては、従来から長期的な方針を定めましてその方針に基づいて制度の運用を行つてまいりましたが、この点につきましては、その点につきましては、現在、日本工業標準調査会におきまして工

業標準化制度の運営のあり方に關して審議が進められておりますので、その審議結果を受けまして

長期的な方針を早急に具体化するつもりでござります。

○大森昭君 今回の改正でJIS規格の見直し頻度を五年に一度というふうに改正をされますが、現在三年の中での規格の改正、廃止に至る程度はどの程度の実績を経過しておりますか。

○説明員(松村克之君) 現在、三年ごとの見直しで改正、廃止をいたしておりますのは大体割合でございまして、それ以外のものは現行の規格をそのまま確認していると、こういう状況でございます。

○大森昭君 まあ昔の一年と最近の一年というの

は相当変わつておりますので、技術的な進歩にいたしましたが、あらゆる分野で進みがちが激しい

わけであります。それを、いま御答弁ありました

ように一割程度あつたという話であります。それが五年にするということになりますと、それだけ規格の改正などを行うのに少し間があくんじや

ないかと思うんですが、この辺はどのような経過

で三年を五年にいたしましたか。

○政府委員(石坂誠一君) 実は規格の見直し期間につきましては、JISの規格の見直し期間が五年という期間を採用しておりますので、今回わが国の法改正に際してこれに合わせることにしたわけでございます。実は見直しの頻度を三年から五年に改正いたしましたと、技術進歩の著しい分野における規格等につきましては、御趣旨のとおり五年間の間ではその情勢の変化に対応できないということがござりますので、五年の見直し頻度ということにはなつておりますけれども、必要に応じまして機動的に見直しを行つて技術進歩に即応させていただきたいというよう考えております。

○大森昭君 JISの制定に当たりまして、日本工業標準調査会といふんですか、これがありまして、この審議を経て主務大臣がJISを制定されるようになつておるようありますが、先般この日本工業標準調査会の名簿をいたしましたけれども、実際にこの調査会の活動状況だと審議経過だとかというような実態はどうのようになつているんですか。

○政府委員(石城誠一君) 調査会は学識経験者等の中から通産大臣が任命する委員、数にいたしまして二百四十人以内で組織されているのがございます。このほか、調査会には特別なまたは専門的な事項を調査審議するために臨時委員または専門委員を置くことができるとなつております。このほか、現在その数は約二万人に及んでおるのでござります。JISの実質的審議を担当する専門委員会は、実質的な利害関係者の意見を十分反映して決めておられるというふうに思ひます。

○大森昭君 役所のこういう調査会だと審議会いたくために、生産者、使用消費者及び販売者が適正な比率になるようにその構成が決められているのでござります。

○大森昭君 役所のこういう調査会だと審議会が必要だと思うんですが、JISを今度使う側でやはり広く意見を聞くということになりますと、端的に申し上げますが、これをいたしましたけれども、役所の方々、これが三分の一と、学校の先生が三分の一ぐらいいと、まあ大ざっぱですが、いろいろ肩書きは理事長だとか研究所長だとかなつてゐるわけですが、むしろJISを制定するのと同時に、その制定をされたものが有効に活用されているかどうかという意味合いかどうか。

○政府委員(石坂誠一君) たゞいま調査会の本委員会の構成について御指摘があつたわけでござりますが、先ほども申しましたように、専門委員会というのを持つ具体的な事項につきまして御審議いただいているわけでございますが、通常この専門委員会の構成は、生産者が三、使用消費者が三、それから学識経験者が四というような割合でやつておりますと、消費者の声も十分反映して決められておるというふうに考えております。

○大森昭君 いや、今度は海外の問題にも発展するこれは法改正でしょう。ちょっとお伺いしますが、たとえば今まで、国内のやつですけれども、この先生方はこれほどで候補者を決めて任命するわけですか。

〔理事中村啓一君退席、委員長着席〕

○説明員(松村克之君) いま院長から答弁いたしましたように、具体的な規格の策定に当たりましては専門委員会でこれをつくるわけでござりますけれども、この専門委員会の構成の割合につきましては、調査会の中にございます標準会議でもつてその構成の割合、たとえば生産者と消費者あるいは使用者あるいは中立の割合を決めるわけでござりますが、具体的なその専門家の委員の任命につきましては、その候補者を選ぶに当たりましては、これはやはりその関係いたします規格の生産

ども、役所の方々、これが三分の一と、学校の先生が三分の一ぐらいいと、まあ大ざっぱですが、いろいろ肩書きは理事長だとか研究所長だとかなつてゐるわけですが、むしろJISを制定するのと同時に、その制定をされたものが有効に活用されているかどうかという意味合いかどうか。

○大森昭君 私はこの専門委員会といふのは出たことないからよくわかりませんが、やはり、さよなら深い議論をする気はないんですが、刺激を少し与えませんといけませんので。これは役所の方なんか見えてますとボストでなつておるんですね。たとえば郵政関係は電波監理局長がなつていますが、まあこの方は古いんですけど、大体役所というのは一年ぐらいでかわっちゃうんですね。早いと。そういうことで、單にこれは肩書きだけだこの専門委員を決めていくようなことで、果たして出席率の問題なんかでも実際にどういうか

こうになつてているのかという疑問もありますし、それから学者というのはみんな学会がありますよ、いま。たとえば地質学なら地質学の学会があるし、いろんなそういう専門のあるでしょう。むしろそういう中で、やはり出席の悪い人とか、あるいはどつちかと言えば適任者を選んでもらうという仕組みにしませんと、ある特定の先生にお願いに行くなんていうかつこうですと、その先生が出てこなくともどうしても今度取り消しづらくなるでしょう、正直言つて。ですからそういう意味合いで、私も専門家じゃないからよくわかりませんが、たとえば今まで、国内のやつですけれども、この先生方はこれほどで候補者を決めて任命するわけですか。

〔理事中村啓一君退席、委員長着席〕

○説明員(松村克之君) いま院長から答弁いたしましたように、具体的な規格の策定に当たりましては、調査会の中にございます標準会議でもつてその構成の割合、たとえば生産者と消費者あるいは使用者あるいは中立の割合を決めるわけでござりますが、具体的なその専門家の委員の任命につきましては、その候補者を選ぶに当たりましては、これはやはりその関係いたします規格の生産

についての専門家あるいは規格を使用する側の専門家といつたような方をお願いするわけでござります。

○大森昭君 私はこの専門委員会といふのは出たことないからよくわかりませんが、やはり、さよなら深い議論をする気はないんですが、この辺のところはどのようにお考えですか。

○政府委員(石坂誠一君) 許可工場の生産条件を適正に保つためには、製造設備だとか検査設備等いわばハードな面だけではございませんで、品質管理にかかる社内体制の整備というようなソフト面の充実が非常に大事であるというように考えております。この点につきましては、昨年の十二月に出されました日本工業標準調査会の答申におきましても指摘されているところでございまして、その方向に沿いまして今後所要の措置を進めていきたいというふうに考えております。

○大森昭君 まあ今度のこの取り扱いの背景としては、なかなか複雑なんだろうと思うんですね。単に国際規格をつくるとか、あるいは三年を五年にするとかいう問題じゃなくて、これは東京ラウンドから出で出発しているわけでありますから、非常に貿易に関係する問題がその背景にあると思うんですよ。しかし、きょうそのことは議論いたしませんが、ただ、今まで国内でいろいろやってまいりましたものを国外に積極的に参画をするということになりますが、そういう意味からいきますと、従来のような姿勢であつては、このスタンダード・コードの成立に伴つて、むしろ逆に実施することによって海外からの批判を浴びるようなことがありますから、そないう意味からいきますと、従来のようないろいろな行政というのは、こういふことと言ふと怒られると、引き続きお願いをしてなかなかやめてもらえないなんていうかつこうでは、これは大体もう役所の行政というのは、こういふこと言うと怒られるかもわかりませんが、大体調査会だと審議会だとかを隠れみのにいたしまして、あなたの場合は違うかもわかりませんが、そういう危惧がありますので、どうか調査会の見直しなどについてもこの際法改正に伴いましてひとつ精力的にやつていただこうことを要望しておきます。

それからJISマークの表示許可工場の検査体制を強化するため、設備の検査法だとか品質管

理方法などについての専門知識を有する標準管理者ですか、というような方をJISの許可工場に設置をして、絶えずそういう職場における管理、監督というものをしていった方が、過去にも生コンなどについて事故があつたようなことも聞いておりますが、この辺のところはどのようにお考えですか。

○政府委員(石坂誠一君) 御指摘のとおり、今後のJISといふものは国外との関連においていろいろ整合性を保つていかなければならぬといふことになるわけでござります。したがいまし

て、今度は国際規格の方におきましても、その制定とか改正に当たりましてわが国の意見を適正に反映させていくことが必要であるというようになっております。このためにも実はISOとかIECというような国際機関がございますが、それの理事国としていま活動しておるわけでございますが、さらにこの活動を充実いたしまして、さらにその下にございます各技術専門委員会、これをTCAと呼んでおりますが、それにおきます幹事国の引き受けというようなこともより積極的に参加していく必要があるかと思っております。

○大森昭君 まあ現在も日本規格協会で英訳によるJISの規格書などもつくっているようありますが、実際には総数が七千七百四十件ですか、このJISのいま現在は。しかし、まあこの規格書というのはこの三分の一弱ですね、ぐらいしか出版していないということになりますと、海外から日本の工業規格を十分理解をするという意味合いからりますと、これでは諸外国の方々が日本の工業規格を積極的に理解できないという状態だらうと思うんですが、この辺のところも手直しをされるわけですか。

○政府委員(石坂誠一君) 御指摘のとおり現在規格総数七千七百規格のうち英訳されているものは一千規格に過ぎないわけでござります。しかし、従来ともいろいろその英語版の需要が多いものにつきましては英訳出版について努めてはきてまいりましたわけでございます。しかし、今後におきましては、特に発展途上国におきまして日本のJISを参考にしたいといふような声也非常に強くなつておりますし、英文版のJISに対する需要はますます増大するというように予想されますので、これらの需要に十分対応できるように配慮してまいりたいと存じております。

○大森昭君 この実施に伴つて先進国というのそんに問題が起きないと思うんですが、むしろ発展途上国ですね、日本の工業技術から比べればずっと劣ると言ふるかもわかりませんが、まだそこまで技術は進歩しないんだどうと

思ひうんですね。その中でこれは開放するわけありますから、発展途上国におけるJISの規格の決定については若干摩擦が起きるんじゃないかと考へております。このためにも私はTCAといふうに、私、素人ですから危惧をするわけであります。いまこの開放に基づいて大体発展途上国との関係というのはどういうふうに政府は予測をしているんですか。

○説明員(松村克之君) 工業標準化は発展途上国工業開発の基礎であることは当然でございますが、また一方から考えますと、われわれ日本がJISをつくる場合のみならず、またこれらの国がそれぞれの国の規格をつくる場合、そのそれぞれの規格づくり、あるいは規格づくり全体のシステムのつくり方等についてこれまでも技術協力を行つてまいりましたし、今後もその点については努力を続けていきたいと思っております。

また一方では、直接向こうに行きましての技術協力のみならず、これらの国の標準化事業が政府によって行なわれていることは御存じのとおりでございますが、これらの担当の公務員等を日本に呼びましてJIS規格制定に関する研修を受けております。

○説明員(山口開生君) お答えいたしました。先生御承知のように、日米特に政府調達絡みで電電公社の資材調達問題につきましては、昨年の六月に日米共同声明が出されておりまして、その共同発表において双方で了解されております。年未まで合意に達することを目標といたしまして政府間で交渉が進められております。

ただいままで四回の交渉が行われてまいりました。この交渉第一回目は昨年の七月でござりますが、第二回目が同じく昨年の九月でござります。第三回目が十一月でございまして、第四回目が本年二月に行なわれております。これには米国側から電電公社で工業標準化法の一部改正に伴つて、公

社としての資材調達問題にどのような影響があると思われますか。

○説明員(山口開生君) お答えいたします。ただいま先生の御質問にお答えでございますが、私ども電電公社が投入いたしております設備につきましては、たとえば抵抗だとコンデンサーだと

ます慣用的な部品につきましては、公社といたしましても極力JIS規格製品を採用しているところでございますけれども、交換器だとか、あるいはマイクロウェーブといったような公衆電気通信設備のものにつきましてはJIS規格ではございませんので、まあ公社がみずから仕様書を定めておりまして、それによつて調達をしているところでござります。したがいまして、公社が今回のJISマーク表示制度の輸入产品にも適用するということになりまして、ただいま申しましてよう、電電公社が購入しております通信設備につきましては、それに対する直接の影響はないものと考えております。

○大森昭君 まあこの法案の一部改正に直接は関連ないと思ひますが、従来から懸案になつております政府調達問題について、今日までの経過と現状はどうのようになつておるかお伺いしたいと思います。

○説明員(山口開生君) お答えいたしました。先生御承知のように、日米特に政府調達絡みで電電公社の資材調達問題につきましては、昨年の六月に日米共同声明が出されておりまして、その共同発表において双方で了解されております。年未まで合意に達することを目標といたしまして政府間で交渉が進められております。ただいままで四回の交渉が行われてまいりました。この交渉第一回目は昨年の七月でござりますが、第二回目が同じく昨年の九月でござります。第三回目が十一月でございまして、第四回目が本年二月に行なわれております。これには米国側から電電公社で工業標準化法の一部改正に伴つて、公

三回にはアメリカで最も大きい電話会社でありますAT&Tという会社がございますが、この代表が出ております。日本側からは交渉主体であります外務省、それから通産省、郵政省が出席されておりまして、それに電電公社も出席をいたしております。

この交渉の中身といたしましては、まず双方の電気通信事業体の調達実態について、やはり相互に認識を深めていくということから着実に交渉を進めてまいりまして、現在まで日米双方の電気通信市場の実態、それから日本の電信電話公社とたゞいま申し上げましたアメリカのAT&Tの調達の実態とか、あるいは研究開発の体制とか、あるいは自営市場と申しまして直接公社が設置をしてるわけではありませんが、以外の、いわば私どもでは直営と言つておりますが、直営以外の自営の市場においての日米双方の情報について交換をし合う、こういうことを進めてまいりまして、現在まで先ほど申し上げましたように、第四回が終つておりますが、直営や自由貿易を反対しているわけじゃないんでありますですが、双方とも実態について認識を深めたものと考えております。

○大森昭君 まあ自由貿易を反対しているわけじゃないんであります。とりわけ公社の置かれている現状というのは、アメリカと違いましてそれぞれの技術というのではなく分野にこれは波及する問題であります。とりわけ公社の置かれている現状といふのは、アメリカと違いましてそれぞれの技術というのではなく分野にこれは波及する問題であります。とりわけ公社の置かれている現状といふのは、アメリカと違いましてそれぞれの技術といふのは、あらゆる分野にこれは波及する問題であります。とりわけ公社の置かれている現状といふのは、アメリカと違いましてそれぞれの技術といふのは、あらゆる分野にこれは波及する問題であります。とりわけ公社の置かれている現状といふのは、アメリカと違いましてそれぞれの技術といふのは、あらゆる分野にこれは波及する問題であります。

ただいま先生がおっしゃいましたように、電気通信の問題であります。そしてまた大きくて日本と米国との技術進歩にかかる問題でありますから、今後も電電公社において公社側はどのような態度で臨むかをお伺いしたいと思います。

○説明員(山口開生君) お答えいたします。ただいま先生がおっしゃいましたように、電気通信の問題であります。そしてまた大きくて日本と米国との技術進歩にかかる問題でありますから、その意味ではまあ相互主義でお互いに理解をしたというわけですが、大変そこに働く人たちの雇用の問題であります。そしてまた大きくて日本と米国との技術進歩にかかる問題でありますから、その意味ではまあ相互主義でお互いに理解をしたというわけですが、大変そこに働く人たちの雇用の問題であります。

通信ネットワークというものは、標準化なりあるいは設計思想の統一された中ににおいて設備をつくつてまいります。これは先進国各國とも同様でございまして、そういう面で直ちに外国の製品が入ってきてそれを使えてというふうにはまらないのは御指摘のとおりでございます。したがいまして、その点は今回のこの事務折衝にございまして、そういう面で直ちに外國の製品が入ってきてそれを買っております。しかもそのために従来から言われております競争入札による物品調達というのにはこれは向かないんだということもお互い認識を得たと思っております。おいても双方とも認識を深めたと考えておりますし、そのため従来から言われております競争入札による物品調達というのにはこれは向かないんだということもお互い認識を得たと思っております。

○大森昭君 この一部改正に伴う問題点と、

いのうのはそう多くはないんではあります、いま公社の方に来ていただきましたのは、一つの例として実はきょう来ていただいたわけではあります、いずれにいたしましても、国際規格化ということになりますと通産省が所管をいたします。貿易全体にかかる問題にも発展していくでしょうし、とりわけ今後の技術の進歩に従いまして、電子部門からいろいろな部門に波及していくんだろうと思うのであります。そういう意味合いからいきますと、少し事務的じゃなくて政策的に今後の取り組みをぜひしていただくことを、きょうは大臣になって政務次官お見えになつておりますが、どうかひとつ公社のいま御発言もありましたので、公社自身は大変弱い立場でありますから、通産省、郵政ですね、ひとつ全力を挙げて公社側の考え方を遂行していただくことを最後にお伺いいたしました。

○政府委員(戸塚進也君)

最初に大森委員御指摘の

のような角度、国産品愛用あるいは中小企業対策、こういう面で御心配いただいておりますこと

を感謝申し上げます。特に、御指摘のように、中企の技術指導等につきましても通産省といつてもできるだけ努力をいたしたいと考えております。ただいま公社からいろいろ御答弁がございましたように、公社関係の納入物品、これは一般市場性に乏しい特殊用の品物が多いわけでござります。そういうことで、電電公社がみずから定めた仕様に基づいて調達を行つております。したがいまして、もしJISマークの表示制度を輸入品に適用をいたしたいということになりまして、それによりまして電電公社等の調達品が輸入品に占められてしまうと、こういう御心配はまずないと、このように考えております。しかし、も個々の物品等で問題が生ずるというようなそういう場合がございました場合は関係省庁、関係機関と十分緊密な連絡をとりまして細かい対策を講じてまいりたいと存じます。

○馬場富君 本法律の改正によりまして、直ちにJISマーク表示制度の導入について申請をやはり外國からもしてくると、こう思われるわけですが、これに対してどのくらいのものが初期に申請されるか、その点ですね。それから、それに対する予算措置等についてはどうに考えておられるか、この点についてお尋ねいたします。

○政府委員(石坂誠一君) JISマーク表示の承認を希望してまいりと予想される外國企業の数でございますが、現在までの調査では六百余りといふ程度でござります。で、五十五年度でございますが、これは初年度でもござりますので、外國からの申請はそう多くないだらうと、数件程度ではないかというようによ想しております。

○馬場富君 次に、まあ商品テストの結果のPRについて、やはり工業標準化の普及のためにも、やはり政府はこの商品のテスト結果等もやっぱり一般にPRする必要があるんではないかという点ですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(石坂誠一君) 商品テストを行つておるわけございますが、このテストを行いまして問題の商品があつた場合におきましては、メーカーに対しまして改善を指導するというような所要の措置を講ずるわけでございますが、その結果をどういう時期に制定するかというのは大変むづかしい問題でございまして、いろいろ研究をいたしておりますが、ごくまあ一般的に申し上げますと、技術の成熟段階を待ちまして、関係される当事者とか専門家によって十分御審議を経て規格化を行つていうのが今までの大筋でございます。

○馬場富君 これが関連で、JISマーク表示の制度はどのような商品が外國商品の場合に利用されるというこに考えてみえますか。

○政府委員(石坂誠一君) ただいままでの調査によると、国産品愛用あるいは中小企業対策、こういう面で御心配いただいておりますこと

を感謝申し上げます。特に、御指摘のように、中企の技術指導等につきましても通産省といつてもできるだけ努力をいたしたいと考えております。ただいま公社からいろいろ御答弁がございましたように、公社関係の納入物品、これは一般市場性に乏しい特殊用の品物が多いわけでござります。そういうことで、電電公社がみずから定めた仕様に基づいて調達を行つております。したがいまして、もしJISマークの表示制度を輸入品に適用をいたしたいということになりまして、それによりまして電電公社等の調達品が輸入品に占められてしまうと、こういう御心配はまずないと、このように考えております。しかし、も個々の物品等で問題が生ずるというようなそういう場合がございました場合は関係省庁、関係機関と十分緊密な連絡をとりまして細かい対策を講じてまいりたいと存じます。

○馬場富君 本法律の改正によりまして、直ちにJISマーク表示制度の導入について申請をやはり外國からもしてくると、こう思われるわけですが、これに対してどのくらいのものが初期に申請されるか、その点ですね。それから、それに対する予算措置等についてはどうに考えておられるか、この点についてお尋ねいたします。

○政府委員(石坂誠一君) JISマーク表示の承認を希望してまいりと予想される外國企業の数でございますが、現在までの調査では六百余りといふ程度でござります。で、五十五年度でございますが、これは初年度でもござりますので、外國からの申請はそう多くないだらうと、数件程度ではないかというようによ想しております。

○馬場富君 次に、まあ商品テストの結果のPRについて、やはり工業標準化の普及のためにも、やはり政府はこの商品のテスト結果等もやっぱり一般にPRする必要があるんではないかという点ですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(石坂誠一君) 商品テストを行つておるわけございますが、このテストを行いまして問題の商品があつた場合におきましては、メーカーに対しまして改善を指導するというような所要の措置を講ずるわけでございますが、その結果をどういう時期に制定するかというのは大変むづかしい問題でございまして、いろいろ研究をいたしておりますが、ごくまあ一般的に申し上げますと、技術の成熟段階を待ちまして、関係される当事者とか専門家によって十分御審議を経て規格化を行つていうのが今までの大筋でございます。

○馬場富君 これが関連で、JISマーク表示の制度はどのような商品が外國商品の場合に利用されるというこに考えてみえますか。

○政府委員(石坂誠一君) ただいままでの調査によると、国産品愛用あるいは中小企業対策、こういう面で御心配いただいておりますこと

を感謝申し上げます。特に、御指摘のように、中企の技術指導等につきましても通産省といつてもできるだけ努力をいたしたいと考えております。ただいま公社からいろいろ御答弁がございましたように、公社関係の納入物品、これは一般市場性に乏しい特殊用の品物が多いわけでござります。そういうことで、電電公社がみずから定めた仕様に基づいて調達を行つております。したがいまして、もしJISマークの表示制度を輸入品に適用をいたしたいということになりまして、それによりまして電電公社等の調達品が輸入品に占められてしまうと、こういう御心配はまずないと、このように考えております。しかし、も個々の物品等で問題が生ずるというようなそういう場合がございました場合は関係省庁、関係機関と十分緊密な連絡をとりまして細かい対策を講じてまいりたいと存じます。

○馬場富君 次に、工業標準化の推進の計画についてでございますが、今までのJISに対して現在までどのような点が重点になって今日までございましたかという点と、あわせましてこれからやはり長期的にどのような計画でこれを持つていくかという一つの計画性をお尋ねしたいと思いますが。

○政府委員(戸塚進也君) 先ほども大森委員の一部御質問にもお答えいたしましたけれども、これまで政府といたしましては昭和四十七年の日本工業標準調査会の建議に沿いまして、国民生活の質的な向上あるいは良好な自然環境の確保等を重点的にいたしまして長期計画を策定いたしまして、そして規格の制定を進めてまいったところでございました。

ただいま御指摘のございましたように、情勢がいろいろ変化をいたしております。特にエネルギー情勢等の変化など、その後の変化を踏まえまして下調査会におきまして今後の規格の重点分野ということについて審議が進められているところでございます。近いうちにその結論が出ようかと存じますが、特に省資源、省エネルギーそれから国際規格との整合性の確保等がその中心になるところ、このように考えられております。

○馬場富君 次に、まあ商品テストの結果のPRについて、やはり工業標準化の普及のためにも、やはり政府はこの商品のテスト結果等もやっぱり一般にPRする必要があるんではないかという点ですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(石坂誠一君) 商品テストを行つておるわけございますが、このテストを行いまして問題の商品があつた場合におきましては、メーカーに対しまして改善を指導するというような所要の措置を講ずるわけでございますが、その結果をどういう時期に制定するかというのは大変むづかしい問題でございまして、いろいろ研究をいたしておりますが、ごくまあ一般的に申し上げますと、技術の成熟段階を待ちまして、関係される当事者とか専門家によって十分御審議を経て規格化を行つていうのが今までの大筋でございます。

もう少し詳しく申しますと、もし早く規格してしまいますと、いろいろな着想があるといふことによって阻害されることもあり得るわけでござりますので、商品が一般化する時期を考え、タイミングを合わして規格を制定するといふことになるわけでございます。しかしながら、今日あるいは今後の問題といたしまして、たとえば省資源とか省エネルギーの問題あるいは安全性の確保に関する問題というような政策的な要請の強いものにつきましては、あらかじめ必要な調査研究等を実施いたしまして、国として規格制定を早期に行っていくよにしていきたいというように考えておるのでございます。

○馬場富君 次に、規格内容と技術的水準とのギヤップによるトラブルの問題について、やはり規格主導型のハイレベルな基準を設定することによつて、やはり関連製品の品質水準の強化拡充を行なうケースがあるわけですが、この場合にややもすると基準が高過ぎて、技術的には到達できず

に、かえつてこれは絵にかいたもになつてしまふおそれも、いままでいろんな自動車の排ガスなどがあるいは薬品等においても起こつておるわ

けですが、こういう点でかなり外國メーカーから

の苦情も出ておると、こういうふうに聞いておるわけですけれども、これについてどのように考えますか。

○説明員(松村克之君) 一般に規格をつくります

場合には、その規格の目的によりまして、非常にたとえば現状追認型の規格をつくる場合、あ

るは、技術の最先端の部門あるいは極端に言いますと、今後の技術の発展も見越してこれをつくるといったいろんなケースがあるのでござります。

J I Sに關係して申しますと、先ほどから御説

明いたしておりますように、日本工業標準調査会の議決を経て、これを策定することになつてお

るわけですが、その調査会の中には専門委員会を持ちまして、ここにそれぞれの規格に関連した生産関係あるいはそれを、その物を使用する使用者側あるいは消費者側あるいはまた中立の先

生方等にお集まりをいただきまして、日本にある限りの技術ノウハウを集めまして、また I S O 、 I E C 等の関連規格も含めまして、それらも参照しまがら、つまり国際的なノウハウも含めましてこれを決定するわけでございますが、その際にい

まお話をございましたような、規格のレベルにつきまして、その規格自体が、たとえて言いますと、これが中小企業が非常に中心となつて関連し

ているような分野でございますか、あるいは大企業の先端分野でございますか、あるいは安全とか環境とかに影響するものでありますか、それによつて違うわけでござりますけれども、それぞれによつて、より技術進歩の先の方を見通した規格にする場合と、若干中庸的なレベルにとどめて、

く場合、あるいはその両方を含めた規格をつくる

場合等々いろいろあるわけでござりますが、いま

先生から御指摘のあつたような、非常に規格自体が高過ぎて、それによつて実際にその規格が使えないといつたようなケースは、少

なくとも J I S 規格の場合には、いま申し上げましたように申意してまいりたいと思います。

○馬場富君 いまのような場合に、立場として製品の国際間の流通が非常に進んでおるわけでござりますが、今後とも御指摘のよなことについては十分注意してまいりたいと思います。

○説明員(松村克之君) いまのようないふたつの一つの考え方で進めるべきではないかといふ点を

思うわけですから、この点どうでしようか。

○説明員(松村克之君) 製品は、現在、おつしや

るよう非常に国際流通が進んでおるわけでござりますので、そういう場合は、やっぱり製品の規

定に当たつては、ある程度は実現可能な範囲内でござります。

○政府委員(石坂誠一君) 御指摘の鉄鋼の関係でござりますが、 I S O 理事会の決議に基づきまして鐵鋼専門委員会の幹事国になつたわけでござります。

○説明員(松村克之君) その幹事業務にかかる経費でござりますが、昭和五十四年度におきまして約九千百万円と

いうことになつております。当該の経費につきましては、関係業界の負担によつてあがなわれてお

るところでござります。

○説明員(松村克之君) 外国はどういうことかという御質問でござりますが、欧米先進工業国、特にフランス、英

国及び西ドイツ等は幹事国を多数引き受けておるわけでございまして、ただ、これらの諸国の標準化事業というものを考えてみますと、いずれも民間の規格団体が中心になつて行なわれておるわけ

が進んでおりますと、余りにまた低い規格をつくることにつきましても、諸外国との関連におきま

して、先進国である日本の立場から申しましてもいかがかというふうに考えるわけでござりますか

ら、現在 J I S 規格を制定する場合には、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これに J I S 規格――対象といたします規格について、それ

に関連した国際規格があるかないか、あるいはアメリカ、西独、イギリス、フランス等の先進諸国

のこれに関連した規格があるかないかを十分調査いたしまして、これらを参考にして規格を制定いたしておるわけあります。したがいまして、私どもが J I S 規格を制定するに当たりましては、

これらは国際的な技術水準も十分勘案いたしてい

るつもりでござりますけれども、今後ともスタンダード・コードの趣旨によりまして、 J I S と国際規格との整合性というものは確保していきたい

というふうに考えておるわけでござります。

○馬場富君 その費用がどの程度かかるかということと、その負担をどこが引き受けけるかというこ

と。

○説明員(村松克之君) これらの専門委員会を、幹事国となりましてマネージしていくにつきましては、いま院長から御答弁いたしましたように、

相当多額の経費を必要とするわけでござります。

一つの委員会ごとに約一億円というものが必要に

なるわけでござります。したがいまして、日本の

場合でも、これはなかなかどの業界でもこれを引き受けけるということにはなりがたいわけでござ

ります。したがいまして、日本の語学力

のすぐれたスタッフでございますとか、国際的な

活動を行う能力を持つたスタッフが十分にいる必要がござります。そういうスタッフ面の問題もござります。これは日本の場合、非常に言葉の面

でのハンディキャップがございますので、そういう

面の問題が多いわけでござりますけれども、やはりそれとともに、いま申し上げました費用の面

が相当大きいわけでござります。ヨーロッパでござりますと、たとえば打ち合わせをいたしまして

いるものがかかるわけでござります。ヨーロッパの場合は、これらの委員会を幹事国といたしま

すが、非常に近くに皆さんがないで連絡等も簡単になります。

○説明員(石坂誠一君) それが非常に困難だ

というようなこともございまして、一億円ぐらいのものがかかるわけでござります。

○説明員(松村克之君) たとえばフランスでござりますと二十三、西ドイツが二十一というふうに

引き受けているわけでございます。日本とけた違
いになるわけでございます。

この幹事国を引き受けまして、その費用がどこ
から出ているかということでおざいますけれど
も、これらの事業を行つておりますのは、フラン
ス、英國、西ドイツとも、民間といいますか、民
間の規格団体が行つてゐるわけです。これに対す
る政府の補助といふものは、全体の事業について
大体二割から四割、これはちょっと換算もいろい
ろあるうかと思いますが、一つの国では十億円と
か、もう一つの国では十二億円あるいは十七億円
といった額の補助が政府から出しているわけでござ
います。もちろんこれが幹事国引き受けに直接に
結びついているということではございませんけれど
も、当該団体の活動全体に対してこれだけの政
府補助が出でておきましたが、

○馬場富君 先ほども質問が出ておりましたが、
電子部品のやはり大手需要者とこれの納入者との
取引に先立ちまして、やはり相手業者、企業との
認定を行つておるわけですから、これについて
こういう慣例は、認定のための技術や時間的余
裕のある企業は別として、一般の企業は認定企業
としても非常に許可等にきわめてむずかしいとい
う状況がござります。こういう点については、受
註はやっぱり一部に片寄つてくるという傾向が強
くなつていくと、こういう点についてこういう受
註に対する考え方をちょっと聞かしてもらいたい
と思います。

○政府委員(栗原昭平君) 電子機器の関連でござ
いますが、公衆電気通信用あるいは宇宙開発等の
特殊な用途につきましては、その機器の信頼性確
保というような観点から一部の商品につきまし
て、あるいは場合によりましては工程管理という
ような意味合いから、その企業につきまして認定
チェックを行つておるという実態がござります。
また、大手の電機メーカー等におきましても、や
はりその製品の品質、性能の意義といふような觀
点から同様のことを行つておるということを聞い
ております。

○馬場富君 それはそのとおりでございますけれ
ども、そういう点についてどうしてもやっぱりそ
のためにつきましては、

とですね。そのためやはり官公庁登録は広く公
平に行うというそういう立場からも、そういうよ
うな慣行というのはひとつある程度までは改善し
ていく必要があるんではないか、こう考えるわけ
ですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) この電気通信あるいは
電子機器の分野でござりますけれども、御承知の
よう非常に技術革新の激しい分野でございまし
て、そういう中におきまして、その製品の国際
競争力を維持していくというような観点から、や
はり一定の需要者が要求しますような性能、品質
の維持といったようなことは、やはりある程度こ
れからも考えていかざるを得ないというような実
態にあるのではないかというふうに考えておりま
す。そういう必要性の範囲内におきまして、認
定等の措置がとられるということもまたこれやむ
を得ないと申しますか、必要なことはなかろう
かと、かように考えております。

○馬場富君 終わりました。

○安武洋子君 今回の工業標準化法の改正と申し
ますのは、ガット・スタンダード・コードに合わ
せるためのものと、こういうふうに聞いておりま
すけれども、具体的にどの点が整合性がないのか
ということをお伺いいたします。

○政府委員(石坂誠一君) 先般、東京ラウンド交

替わでござります。

○安武洋子君 交渉の中で、外國に開放されてい
ない点が非関税障壁と指摘されたようございま
すけれども、具体的に工業標準化法がそのような
作用を及ぼした例というのがございましょうか。

○政府委員(石坂誠一君) ちょっとお答えになら
ないかと思ひますけれども、一般的に認証制度を

輸入品に適用していないという点に関しては、
は、従前からガットの場におきまして非関税障壁
の一つとして取り上げられておりまして、その除
去のための議論がされてまいつたわけでございま
す。その結果、今般のスタンダード・コードの成
立を見たのでござります。したがいまして、工業

標準化法に基づきますJISマークの表示制度を
輸入品に開放しないといふことが、スタンダード・コードにおいては非関税障壁の一つになる
というふうに考えておるのでござります。

○安武洋子君 では、工業標準化法が非関税障壁
であると主張した国は、一体どのような国々な
か。

また、工業標準化が改正されますと、

〔委員長退席、理事中村啓一君着席〕

JISマークをつけたいと、こういうふうに言つ
てきているのは、もあるとすればどこの国のだ
のような企業なのか、こういうことをお伺いいた
します。

○政府委員(石坂誠一君) これまで米国、EC等

は、国内の認証制度の輸入品に対する開放を各國
の義務として定めておりまして、JISマーク表
示制度につきましても外國の製造業者が利用する
ことができるような措置を講ずることが必要とな
つてまいつたわけでござります。また、JIS

のクレームは、外國政府等からJISマーク

表示制度に対しても一般的なものとして出されてお
るわけでござります。

後段の御質問の、ではこれからどういうところ

が積極的にJISマークの開放を求めているかと
いうことでござりますが、主に東南アジアの諸国

等、発展途上国が多いようでござります。

○安武洋子君 JISの指定商品の対象になるも
のでも、いまはJISマークなしでどんどん欧米

諸国から入つてきているわけです。一方、いまお

っしゃったような東南アジアからJISマーク表

示の希望といいますのは、わが国からの企業の海

外事業の活動の実態調査から見てみましても、そ

れらの国に進出した日系企業ではないかと思いま
すけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(石坂誠一君) 今までの調査の結果

によりますと、JISマーク表示の承認を申請し

てくると見込まれる企業は大体六十余と

あります。その後、そのうち日系企業が十程度含ま
れておりまして、現在はそういうことでございま
すが、将来を考えますと、広く海外諸国から承認

申請が見込まれるようになるだろうというよう

に考えておるわけでござります。また、こういう制
度が定着いたしますと、日系以外の外国企業も今
後JISマークに対する関心をだんだん高めてま
いりますと、JISマーク表示の申請をしてくる
ケースがだんだんふえるだろうというよう

に予想しております。

○安武洋子君 ちょっとと基本的なことになるんで
すが、JISというのはこれまで日本経済にどの
ような役割りを一休果たしてきたのか、そしてま
た今後どのような役割りを果たすべきだといふ
うにお考えなのか、そのところをお伺いいたしま
す。

○政府委員(石坂誠一君) 工業標準化、施行いた
しましてから今日まで三十年を経過したわけでござ
りますが、JISの規格総数が約七千七百に達
しました。またJISマーク表示にかかる指定
商品数というものが約千百になつたのでございま
す。

す。また、これに基づきます JIS マーク表示許可工場の数は一万四千百を数えるまでになっております。そういうようなことで産業界のみだけでなく、一般の消費者にも広く親しまれる制度といたしまして定着してまいりまして、わが国の経済の発展に大きな役割りを果たしておるというよう考えております。

今後でございますが、今後の工業標準化につきましては安全性の確保とか、消費者の保護とか、それから省資源省エネルギー等を含めて重要な課題がたくさんございますので、今回の法律改正を行つていく必要があるんではないかというように考えておるわけでござります。

○安武洋子君 それでは国際標準化機構、ISO ですね、それから IEC、国際電気標準会議、それらの規格のわが国の経済、それから世界経済に与える影響、そして果たすべき役割りについてはどのようにお考えございましょうか。

○説明員(松村克之君) 国際規格といいたしましては、いまお話をございました ISO 及び IEC が代表的なものとしてあるわけでござります。ISO はいわゆる国際標準化機構というふうに言われているわけでござりますが、その ISO の設立の目的いたしましては、物資及びサービスの国際交換を容易にする。また知的・科学的・技術的及び経済的活動分野において国際間の協力を助長するための国際的な規格の審議制定の促進を図るということを目的として、昭和二十二年に設立されたわけでござります。昨年末現在で八十七カ国が加盟いたしまして、その会員の半分以上は政府機関でございます。電気及び電子工学関係を除くすべての分野の国際標準化の業務を行つております。

また IEC は国際電気標準会議と訳されておりますが、

【理事中村啓一君退席、委員長着席】

これは電気及び電子工学関係の規格の国際的統一と協調とを促進することを目的いたしまして、

これは歴史が古うございまして、明治四十一年に設立された専門機関でございます。昨年末現在で四十一カ国が加盟しているわけでございます。わが国の場合には、日本工業標準調査会が昭和二十七年に ISO に加入いたし、昭和二十八年に IEC へ加入いたしているわけでございます。こうしたことでございまして、ISO 及び IEC の活動は国際的に非常に大きな影響を持っていることは事実でございます。

それから若干つけ加えますと、現在この ISO と IEC の合併の問題についても両機関においていろいろ議論がなされているということでございまして、もしそれがこの合併がなされるようなことになりますと、非常に大きな国際標準化機構ができることにならうかと思ひます。これらの国際標準化機構が、国際機関がつくつております規格につきましても、年々その規格の数が増加いたしておりますが、その規格の数は一万に近づくのではないかというふうに考えられているわけですが、これらは規格が国際経済に与える影響ということでございますが、近年のようになりますと、非常に大きな国際標準化機構が安定的な発展があつた場合には、日本の経済にとってもこれは非常に大きなプラスとしてはね返ってくるであろうと、こういうふうに考えております。

○安武洋子君 ガットのスタンダード・コードは JIS を ISO あるいは IEC の規格に合わせるような作用をすることになると思いますけれども、ある国は規格はその国の文化とか産業とか、技術の発達の歴史とか伝統と深く結びついていると思うんです。それに結びついて発展してきてるわけですから、したがつて安易に外国の規格に合わせれば、それで済むというふうなものでは私はなかろうと思うんです。実際そろはならないとも思います。規格というものに対しての政府の考え方を明らかにしていただきたい、このように思います。

○説明員(松村克之君) 一般的に規格づくりといいますものは、これは科学技術を踏まえてつくるわけですが、やはりいま御指摘がありましたが、単に科学とか技術とかだけではなくて、各国の産業発達の歴史、伝統を踏まえているということはおっしゃるとおりでござります。

と申しますのは、一つの規格をつくりますと、非常に大きな効果があるということが言われております。したがいまして、これを手に入れることができるということでございますので、ISO、IEC 等の場におきまして、これらの規格の国際化について、非常に大きな問題は、日本には幸い先人の御努力によりまして、もちろんことはないと思いますが、それは大きいものはない、超えられないほどものはないというふうに考えております。

たとえば今後 ISO 規格として計量の単位に SI 単位というものを使うようにということで作業がなされていますけれども、日本もこれに参加いたします。SI 単位と申しますのは、簡単に申しますと、工業単位から理学単位へ変わることにはメートル法を使つていて、これがいま单に申しますと、工業単位から理学単位へ変わることにはメートル法の中での議論でございます。英米のようにヤード・ポンド法を使つていて、ようなどううなことであるうかと思ひますが、基本的にそのままではそういったことは一応克服してきてるわけでございます。ただ、そういう先人の御努力によりまして相当国際化について日本は進んだ段階にござりますけれども、やはり何と申しましてもまだ幾つかの問題も、やはり何と申しましても現在ではそういったことはあります。たとえば交通システムの問題もござります。そのほかにも自然現象として地理的な問題、たとえば湿度が非常に高いとかあるいは地震国であるとか、寒暖の差が相当に激しいとか、こういった地理的な問題もあるわけでござります。これらの地理的な要件等は、やはりその国の産業技術の中に大きな影響を及ぼしていけるわけでござります。たとえば交通システムの問題もござります。そのほかにも自然現象として地理的な問題、たとえば湿度が非常に高いとかあるいは地震国であるとか、寒暖の差が相当に激しいとか、こういった地理的な問題もあるわけでござります。これらの問題については十分配慮してまいりたい、スタンダード・コードにおきましてはこういった安全とか環境とかあるいは基本的なな点につきましては十分配慮して進めていきたいと

いうふうに考えております。

○安武洋子君 規格の役割りとその効果というのはきわめて重大だと思います。ましてや強制規格になってしまいます。安全規格の重要性というのはこれももう言うまでもないことなんです。今回政府がスタンダード・コードに合意したというふうなことは、このような規格の重要性に対応する体制をとるか、とり得る準備のることを私は前提として、責任を持つて合意されたと思いますけれども、この辺はいかがございましょうか。その点をお伺いいたします。

○政府委員(石坂誠一君) J I S 規格は国民生活と直結する問題でございまして、御指摘の点を十分わきまして今後対処する必要があるかと存じております。

○安武洋子君 日本の I S O 、それから I E C のテクニカルコミッティー、この参加状況を私確認したいわけです。
そこでお伺いいたしますけれども、 I S O 及び I E C には T C 、 S C 、 W G 、これが総数でそれぞれ幾らあるのかということ、そのうち日本が幹事国になっているのは幾つあって、何という委員会なのかということ、それから P メンバー や O メンバー の状況というのはどういうふうになつておられるのかという、この辺のことをお答えいただけますでしょうか。

○説明員(松村克之君) 現在、国際規格を作成しております主たる国際機関は、お話しのございましておりましたように、 I S O と I E C でござりますが、これらに対する日本の参加状況について概略を御説明しております。主たる機構でございまして、 T C において規格づくりが行われます場合には、理事会の下にいわゆる専門委員会、 T C というのがございます。これが主たる機構でございまして、 T C において規格づくりが行わるわけですが、実際には T C の下にいわゆる S C 、サブコミッティーでございますとか、あるいはワーキンググループ、 W G 等といったようなものがあるわけでございま

す。

まず第一に、一番トップの I S O 、 I E C の理事会でござりますけれども、総会の中に理事会といたのがございますが、日本は I S O 、 I E C ともに理事国として参加いたしているわけでござります。その点については先進諸国と全く同様でございまして、さらに申し上げますれば I E C の現在会長は日本の高木名譽教授が会長に任命されてゐるということで、その点については各国から非常に高く評価されているわけでござります。

ただ、そのあたりは非常によろしいわけでございますが、実際の参加状況となりますと、これはわが国の産業の発展の状況あるいは語学的な問題あるいは地理的な問題もございまして、その参加状況についてはこれは必ずしも十分と言い得ない面があるわけでござります。

現在、 I S O には専門委員会が百五十七ござります。 I E C には七十三の専門委員会が設けられております。この専門委員会への参加状況、専門委員会議への出席状況、専門委員会の幹事国引受け状況というものが各国の I S O 、 I E C 活動状況を見る一つの重要な尺度となると考えられるわけですが、日本の場合、 I S O の専門委員会を例にとりますと、百五十七ある専門委員会の中、いわゆる P メンバー 、積極的に参加する意

思を表示し、投票権のあるメンバー でございますが、この P メンバー の登録をいたしておりますのは百五十七のうちの七十六、五割弱でございまして。この専門委員会議への出席状況について、昭和五十三年度を例にとりますと、約七百五十に及ぶ I S O の国際会議の中で百三十五の会議に延べ三百五十九人が出席いたしております。また I E C については、約四百に及ぶ国際会議の中で百九の会議に延べ百九十人が参加いたしております。

また、わが国が引き受けております I S O の専門委員会の幹事国は二つでございまして、これは T C 17 の鉄鋼に関する専門委員会及び T C 102 の鉄

では二つでございます。専科委員会については九つ引き受けしております。 I E C においては二つの専科委員会を引き受けているわけであります。これはほかの国に比べますとヨーロッパ等の先進国におきましては幹事国の引受数が専門委員会について二十でございますとか、あるいは三十である程度でござりますと、ヨーロッパ等の先進国と全く同様でございまして、ちょうど日本の場合には今後さ

かと考へております。

○安武洋子君 I S O 、 I E C へのわが国の参加というのは、先進資本主義諸国に比べまして非常に少ないと、いうふうに思ひます。いまお答えがございましたけれども、 I S O には技術委員会、サブコミッティー、それからワーキンググループ、これら各委員会の幹事などといふのは三千五十二ありますけれども、日本はこれに参加しているのが二十一にすぎないというふうなことで、アメリカ、フランス、西独などとけた違いに違うわけです。で

すから、わが国の参加が少ないということは日本の発言力が弱くなるということはなかろうかと思ひます。どのような理由で参加割合が低くなっているのか、また今後どのようになさるお考えなのか、こういうところをお伺いいたします。
○説明員(松村克之君) まことに御指摘のとおりでございまして、現在これらの幹事国を引き受けている数は日本は圧倒的に少ないわけでございまして。理由はいろいろございまして、一つは、現在これは三十年に近い I S O の歴史の中でそれぞれの国が T C の幹事国をいたしてきております。それらの伝統もございまして、日本が手を挙げたからといって、希望したからといって必ずしも直ちに日本がその希望する専門委員会の幹事国を引き受けることができないということともございます。
また、地理的な状況等からいたしまして、各國が必ずしも日本が幹事国になることについて非常に喜ぶことが多いです。それで、幹事国になることを喜ぶといいますか、賛成してくれるかどうかという点にも問題がござります。そういうふうな点にも問題がござります。そういうふうな点にはござりますけれども、私はここで申し上げた

いのは、やはり基本的な問題としては、そういう客観的な条件もさることながら、やはり主体的な条件も大きいのではないかと思うわけでございま

な立場から、規格の果たす役割りの重要性というのをわが国よりも強くやはり認識していることが大きいのではなかろうかというふうに思います。田村忠男工技院材料規格課長さんも「標準化と品質管理」という雑誌の本年の三月号の座談会で、わが国の各種委員会への出席の少なさを指摘なさいらっしゃいます。これはわが国の規格の認識の低さを証明していることにもなるというふうに思うわけです。またこの座談会でも、鉄鋼業界とかあるいはプラスチック業界の代表の方も言っておられますけれども、ISOへの参加者が多くて声の大きさの順で決まることが多いということを指摘なさいらっしゃいます。出席メンバーを変えないで、やはり粘り強く自分たちの提案をしていくということの重要性、それを裏づけるためのデータをきちっと提出して説得することの重要性を語っておられます。これは政府としても私は重視をする必要があるのではないかというふうに思っております。政府は規格の国際化に対応してどのような対応をしておられるのか、いま私が申し上げましたこととも関連してお伺いいたします。

○政府委員(石坂誠一君)

御指摘のとおり、国際

規格に日本の声が必ずしも十分現状において浸透してないという事実はあるかと思ひます。たゞ、どういふような方法で、どういふ手続で国際規格がつくられているかということをちょっと申し上げますと、これ実は、たとえばISOにしましてもIECにいたしましても、各専門委員会において作成されました国際規格の原案というものは各国に送付されまして、そして意見が求められるわけでございます。その後、各国の意見調整を行つた上で最終的な国際規格案を決定いたしまして、そして最終案について各国の投票によつて多数という数でございますが、ISO、IECで違いますけれども、七五%以上というふうな非常に多くの多数があつたときには成立するというようになります。

○政府委員(石坂誠一君)

御指摘のとおり、国際規格が決められておるということは言えないと

ことになつてゐるわけでございます。したがいまして、必ずしもいま日本にとって非常に不利な国際規格が決められておるということは言えないと

ことになつてまいりたいと存じます。具体的な数字等の点、現状につきましては事務当局から答弁いたします。

○政府委員(石坂誠一君)

現在、工業技術院の傘下の研究所に特別研究費の中から工業標準化のために六千八百万円を出しておるわけでござります。これは傘下の研究所の持つます二十八億円とO、IECへいま以上積極的に参加していくといふことが一つであらうかと思います。

それから第一に、具体的な規格の国際規格への適合に当たりましては、国際的な技術水準、わが国特有的技術的条件等十分勘案いたしまして、JISの制定、改正を行うというような所要の措置を十分講じていく必要があります。一言で申しますと、国際的な状況を十分検討しながら国内のJIS、これからつくるJISにつきましては特にそりいれた考えに立つて決めていく必要があるうかと思っております。

○安武洋子君

私はいまの政府の予算と対策、これでは欧米諸国の取り組みにはどういふ対応することができるかと思います。十分な体制もとらずにスタンダード・コードに合意するというのは、私はやはり無責任のそしりを免れないことになりますし、将来に大きな禍根を残すというふうなことになるとも思ひます。この点につきまして大臣にお伺いいたしたいわけですが、大臣おいでございませんので、ひとつ政務次官の方から所見をお聞きいたしどうございます。

○政府委員(戸塚進也君)

御指摘の具体的なわが国の予算の内容等につきましては、事務当局から答弁させますが、たまに安武委員御指摘の点を見てお聞きいたしどうございます。

この工業標準化法の法律の目的、第一条というのをいま読んでいるんですけども、この法律の目的は一体何なんでしょうか。

○説明員(松村克之君)

工業標準化の目的とい

ますか、この標準化法の目的でございますが、法律の第一条に次のよう書いてあるわけでござい

ます。「この法律は、適正且つ合理的な工業標準

の制定及び普及により工業標準化を促進すること

によって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使

用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉

の増進に寄与することを目的とする。」こういうふ

うに書いてございまして、この標準化法が施行さ

れましたのが昭和二十四年でございます。当時に

おきました御承知のようにわが国の経済ある

いは産業自体が灰じんの中からまだ立ち上がったばかりでございまして、工業技術の水準自体がまだ世紀的に見まして非常に低いレベルにあつたわ

けでございますけれども、その時期におきました

日本工業を振興する基礎的な事業いたしましたばかりでございまして、工業標準化といふ事業が行われるようになつたといふふうに考えております。

○柿沢弘治君

この法律の目的を読むと非常に生

産者サイドといいますかね、生産の合理化とい

う意味でのいろいろなところにこの標準化のため

の予算が入つておるということが言えるかと思ひます。

なお、外國の場合は、先ほどもお話を出ました

ように、民間が主体になってやつておりますが、政

府が補助金を出すという仕組みでございますが、

日本の場合はJISは政府が実施している形でござりますので、その職員の人事費その他は国が負担しておる、これはばかにならないものであると

いうふうに考えておるわけでございます。

○柿沢弘治君

それで、この法律の目的を読むと非常に生

産者サイドといいますかね、生産の合理化とい

う意味でのいろいろなところにこの標準化のため

の予算が入つておるということが言えるかと思ひます。

なお、外國の場合は、先ほどもお話を出ました

ように、民間が主体になってやつておりますが、政

府が補助金を出すという仕組みでございますが、

日本の場合はJISは政府が実施している形でござりますので、その職員の人事費その他は国が負

担しておる、これはばかにならないものであると

いうふうに考えておるわけでございます。

○柿沢弘治君

それで、工業標準化法の一部を改

正する法律案について若干の質問をいたしたいと

思います。

この工業標準化法の法律の目的、第一条という

意味で、現在もし工業標準化法を改正しようとい

うのであれば、もつと消費者サイドに立つた法の目

的といふものを明記すべきじゃないか。それをや

らずに現在標準化法の改正を出してくる。この感覚というのは、昭和二十四年の灰じんの中から日本工業を立ち上げさせようというときにはいいかもせんけれども、いさか時代とずれいると思いますが、通産大臣のかわりとして政務次官の御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(戸塚進也君) 非常に高度な御質問でございますので、私どう御答弁していか、的確な言葉でないかもしれませんけれども、今回の法改正の中にもたまいま柿沢委員御指摘のような点を踏まえまして、たとえば認定機関制度でござりますとか、あるいはまた、先ほど冒頭に大森委員からもそうした消費者サイドの考え方でございますとか、いろいろ民間の知恵というものをもつと活用すべきではないか、こういうような御指摘もあつたとおりでございまして、政府委員の方からもそうした御指摘を踏まえて、今後もこの法の運用の中でただいま柿沢委員御指摘のような点をできる限り尊重させていただきたいという御答弁も申し上げたものでござりますけれども、できる限り現在のこの情勢、特にエネルギー事情でございますとか、そうしたことが激変している今日でございますから、こういう点も踏まえながら法の運用という点で柿沢委員御指摘の点を十分尊重させていただきたないと、かように考えております。

○柿沢弘治君 そうすると、もう一回第一条を書いていただきたいと、かのように考えております。

○説明員(松村克之君) いま次官から御答弁がありましたように、この工業標準化法の現在の時点におきます運用といたしましては、確かに御指摘のあつたような生産サイドにおける合理化、品質管理といったようなことから重点が、たとえば省エネルギーでございますとか省資源でございますとか、あるいは環境の保護でございますとか人体の安全、あるいはまたもうちょっと広げまして消費者利益の確保といったような点に重点がやや移っていると、そういうことで、われわれも長期計画を五年ごとに策定いたしまして、その五年ごとの長期計画の中で見ますと、やはり重点がそのよ

うに移っているわけでございますが、これはこの標準化法の本質を十分われわれ認識いたしましたて現在の、現今いわゆる政策的なニーズといふものがあわせて勘案していくことによつて十分達成できるのではないかというふうに考えているわけでございます。

○柿沢弘治君 運用の面でぜひそうちした点を御配慮をいただきたいと思いますけれども、その点はこの工業標準化、JISの性格そのものにかかわつてくると思うんです。先ほど各委員からの質問にも若干お答えがありましたけれども、世界各国でも若干お答えがありましたが、基本とイギリスにはイギリス規格協会、いわゆるBSIと申しますものが、いわゆるナショナルオーガナイゼーションと申しますか、国としての標準化機関としてあるわけでございますが、これは王室公認の団体でございまして、この協会、この団体だけが規格を作成することを許されているというふうに聞いております。このBSIが有しております規格の数が七千八十五、表示制度も持っているわけでございます。

西ドイツについて申しますと、西ドイツはいわゆるDIN——西ドイツ規格協会が標準化機関でござりますけれども、これは国家レベルの規格を制定する団体でございまして、民間団体でございまして、政府と協定を結いたしております。DINの有しております規格の数が一万三千でございまして、DINのいわゆる表示制度を持つております。

フランスについては、フランス規格協会——AFNORと申しますが、がございまして、法律上標準化事業に対し責任が与えられている法人でござります。この協会が作成いたしました規格は政府で認可または登録されることになつております。有しております規格の数は九千百四十五でございまして、表示制度も有しております。

米国については、これは若干特殊でございますが、標準化機関としてはANSI——アメリカ規格協会という協会が米国を代表する標準化の民間団体でござりますが、ここは自分で規格を直接につくるというよりは、アメリカにはたとえば石油であればAPIでございますとか、そういう大きな民間の団体が数多くございまして、それぞれの分野におきまして非常に歴史のある規格をつくりております。それらの規格のうち必要なもの

行われているわけでございます。最近これらの団体については、政府の公認を受けたりあるいは政府から補助金を受ける等の何らかの形で政府と関係を有するようになっておりますが、基本と申しますものが、いわゆるナショナルオーガナイゼーションと申しますか、国としての標準化機関としてあるわけでございますが、これは王室公認の団体でございまして、この協会、この団体だけが規格を作成することを許されているというふうに聞いております。このBSIが有しております規格の数が七千八十五、表示制度も持っているわけでございます。

西ドイツについて申しますと、西ドイツはいわゆるDIN——西ドイツ規格協会が標準化機関でござりますけれども、これは国家レベルの規格を制定する団体でございまして、民間団体でございまして、政府と協定を結いたしております。DINの有しております規格の数が一万三千でございまして、DINのいわゆる表示制度を持つております。

フランスについては、フランス規格協会——AFNORと申しますが、がございまして、法律上標準化事業に対し責任が与えられている法人でござります。この協会が作成いたしました規格は政府で認可または登録されることになつております。有しております規格の数は九千百四十五でございまして、表示制度も有しております。

米国については、これは若干特殊でございますが、標準化機関としてはANSI——アメリカ規格協会という協会が米国を代表する標準化の民間団体でござりますが、ここは自分で規格を直接につくるというよりは、アメリカにはたとえば石油であればAPIでございますとか、そういう大きな民間の団体が数多くございまして、それぞれの分野におきまして非常に歴史のある規格をつくりております。それらの規格のうち必要なもの

AN S I 規格としてさらに登録しているということがなっております。そいつた団体でございますから、表示制度自体はこのアメリカは持つていないと、こういうことでございます。

○柿沢弘治君 いまのお話伺いましたも、各先进工業国とも主として民間がこうした規格をやっていて、現在の、現今いわゆる政策的なニーズといふものをおわせて勘案していくことによつて十分達成できるのではないかというふうに考えているわけでございます。

○説明員(松村克之君) 主要先進国におきましては、御指摘のとおり、規格の制定は民間の団体でござりますが、これはこの目的第一条を改正しないという以上は、わが国についても思い切つて民間に移譲をしていくといふべきじゃないか。そうした考え方ができるんじゃないだろうか。そうした形で公務員の削減なり役所の簡素化というものを図っていくという必要があるよう思うわけですけれども、最近では各工業会等、業界団体の中の工業会等のレベルも上がつてきているわけですから、そうした民間活力を活用するという方向に切りかえてみたらどうかと思いますが、この点も政務次官にお伺いをしたかったんですけども、おいでになりませんので、院長から御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(石坂誠一君) 先ほどから主要先進国では民間で規格をつくつておるという話が出ましたんでござりますが、先ほども御説明がございましたように、政府はかなり大きな補助金を出しておるということが一つあります。

それとは別に、最近になりまして消費者の保護とか省資源、省エネルギーとか先端産業育成といふような、いわば国の調整が望まれる分野が非常に増大しておりますし、私どもとしましてはJIS制定について今後ともやはり国が主体的な立場をとつてやるべきである、行うべきものと考えておるわけでございます。ただ、民間団体が作成いたしました規格につきましては、この適当なものががあればJISの規格の原案といたしましてこれを採用するというような措置を講じまして、今後とも民間の能力を積極的に活用してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○柿沢弘治君 今度の改正の中の認定検査機関と具体的にお教えをいただきたい。

○説明員(松村克之君) 規格の制定は民間の団体でござりますが、ここは自分で規格を直接つくるというよりは、アメリカにはたとえば石油

と思います。そういう点では運用の中ができる限り民間のそした検査機関等を活用するという方向で行政事務の合理化、簡素化を図つていただきたい、これもお願いをしておきたいと思います。

その場合、しかし同時に監督といふものが必要になつてくるわけですけれども、監督についてはきつとしないかなきやいけない、これは言うまでもないことだと思います。その点の監督方針、こうしたものについてどうお考えになつておりますか。

○政府委員(石坂誠一君) 御指摘のとおり、民間のいわば認定検査機関による検査制度を導入しよ

うとしておるわけでございますが、この制度を導入することによりまして、かりそめにも現在の監督体制よりも緩やかになるということがあつては

ならないわけでございまして、許可工場の監督は

もとより円滑、厳正に行われいかなければなら

ないわけでございますが、その監督する立場にあ

る者自身の心構えというのも非常に大切だらう

というようになっております。

○柿沢弘治君 らよつと具体的に伺いますけれど

も、その点では増員等はあるんですか。機構の増

設等はあるんですか。それとも一切現員の中で賄

つていくことができるということなんでしょうか。

○説明員(松村克之君) 当面公務員の数をふやす

ということは考えておりません。

○柿沢弘治君 その意味では現在の行政合理化、

行政財政改革の主張の中で、できるだけ監督につい

ては怠りのないよう、しかし、増員等ではない

でしつかりやつもらいたい、これはなかなかむ

ずかしいかもしれませんけれども、お願いをして

おきたいと思います。

それから、今度の改正でJISマークの表示制

度といふものを外国の製造業者にも適用するとい

うことになるわけですけれども、外国の製造業者

も、同時にさつき言いましたように、日本の場合

には国費でJISマークの制定といいますか、そ
ういうものが行なわれているとすると、外国製造業
者に対する一種の補助金のようなことになりかね
ない。そういう意味では納税者の立場に立つて、
果たして納得できるかどうかという点があらうか
と思ふんです。外国製造業者に対して承認を与える
場合、その手数料とかそういうものは、JIS規格の
制定の経費も含めて実費を償うものでなければ
いけないというふうに考えるわけですけれども、
その点どういう形になるのか、お考えをお聞
かせいただきたいと思います。

○政府委員(石坂誠一君) これは国内の場合と國
外の場合とある程度整合性をとらなきやならない
ということもあるうかと思います。したがいまし
て、外国の工場につきましては実費を勘案いたし
まして、国内工場の場合微収いたします手数料に
加えまして、当該外国工場まで審査に赴くための
職員旅費を徴収したいというように考へておる
けでござります。

○柿沢弘治君 現在、国内のJISの承認の手数
料というのはどうなつてゐるわけですか。

○説明員(松村克之君) 現在、一件当たり八万円
といふことになつております。したがいまして、
現在これを若干増額することを考へております。

○柿沢弘治君 若干の増額というのはどのくらい
ですか。

○説明員(松村克之君) 十二万円と考えております
と、民間が六割、つまり表示許可工場の負担する
部分が六割、國が負担する部分が四割といふふ
に考へております。

○柿沢弘治君 六、四というお話ですけれども、
四割を国費で負担しているという点から考へて
も、いま部長がお話しになりましたように、消費
者の利便というのをきちっと表示すべきだと考へ
たのですね。そういう意味で、先ほど私、法律の日
的第一条をこの際思い切つて改正をしておくとい
うことが必要だったんだじゃないかということを申
し上げたわけすけれども、その点でやはり國費
で負担をする以上、メーカーなり産業界だけの利
便でなくして、國民一般といいますか、まさに消費
者の利便というものを十分勘案して規格を定めて

いくという精神が必要になつてこようと思うわけ
です。

それからもう一つ、その手数料の決め方なんです
けれども、これはたとえば松下電器のような大
きな工場と、下町の中小零細企業と、工場の規模
によつて手数料違うんでしょうね。

○説明員(松村克之君) JISマーク表示の許可
手数料につきましては、主務大臣が工場の審査に
要する費用を基礎としたとして、ただいま申し上げ
ましたような算定をいたしておるわけでございま
すけれども、工場の審査業務と申しますのを若干
御説明さしていただきますと、いわゆる製品審査
と、製品の検査と異なりまして、工場そのものを
審査することによりまして、その工場が今後繼續
して、これに要する費用の一部は國が負担するの
が適當であろうかと考へておるわけでございま
す。具体的に申しますと、表示許可を申請いたし
ました工場の審査に参ります場合、直接必要とさ
れる費用、つまり旅費、宿費でございますが、こ
の全額と、これに携わる職員の手数料の半額、こ
れだけを手数料で賄う。人件費の残り半額を國が
負担すると、こういった考え方で手数料を算定し
ておるわけでござります。

○柿沢弘治君 国が負担する割合になるかといふ
点についてはお答えがありませんでしたけれども、
も、どんなバランスになりますか、國費と民間の
負担。

○説明員(松村克之君) ざつと計算いたしました
が、あるいは検査設備でござりますとか、そ
ういった個別的な項目まで工場全体についてその當該
のものは、基本としてその工場の品質管理体制等
の総括的な項目から、製造設備でござりますと
か、あるいは検査設備でござりますとか、そ
ういった会社規格を持つてあるかどうか、あるいは製
造についても適切な製造のためのマニュアルを持
つてあるかどうかといつたようなことを検査いた
しますし、また資材の購入そのものにつきまして
も、適切な資材の購入管理を行つてあるかといつ
たようなことを詳細にチェックするわけでござ
ります。したがいまして、工場の生産規模の大小に
つきまして、当該チェック項目がそれほど大きく
減少し、あるいは審査業務が大きく変化するとい
うものではないわけでござります。したがいまし
て、こういった理由からJISマーク表示許可手
数料には、当該品目の生産高による差異等は設け
ていないのでございまして、今後もそういった
差異を設けることについては考へていないわけで
ござります。

○柿沢弘治君 そうすると、たとえば年間の生産
高が何十億円になる規模の工場であつても、何千
万円、何百万円程度の規模であつても、このいま
の一件当たり八万円、値上げをされて十二万円と

いうのは変わらないということでございますね。

○説明員(松村克之君) ちょっと私の説明が不十分だったかと思いますが、一つの工場を審査して許可をいたします場合に、非常に大規模の工場についてございましても、そこで生産しているものは各種の生産品があるわけですが、工場を認定する場合にはそれぞれの品目について許可をするわけでございますので、相当大規模の工場でございましても、そこでたとえば十件の指定品目をつくっていると、十件の申請がある場合には当然のことございますが十倍の審査手数料をは当然のことござりますが十倍の審査手数料をいただくということになるわけでござります。

○柿沢弘治君 一件当たりといふことなんですね。うけれども、たとえばしかし一つのビスをつくるその検査手数料変わらない、検査事務量は変わらないんでしょうか。やっぱりそれに応じてそれぞれの機械をチェックするなり、全体のレイアウトを見ること、若干の差はあるんじゃないかと常識的に考えられますけれども、どうですか。

○説明員(松村克之君) 確かにその生産設備につきまして、これを生産設備つごとにその生産設備が十分メンテナンスが良好であるかどうかといふことをチェックするといったような作業について申しますと、十台あればそれは十倍に近い労力が必要にならうかと思ひます、ただ、私どもが行つております工場審査は、十台の機械がありました場合にも、やはりそれについての会社のメンテナンスに関するたとえば操業についてのマニュアルでございますとか、検査についての規格といふことをつたようなものは一つであらうかと思うわけでござります。そういった点で一概に申し上げられません。大きな工場と小さい工場の検査について全く同一であると申し上げているわけではございませんけれども、現在まで私どもが行つております審査について申しますと、中小工場ではございませんけれども、大工場でございましても、一件当たりの検査に要する時間と申しますが、はそれほど変わつてないということでございます。

○柿沢弘治君 大臣おいでになりましたので、これまで最後にしたいと思いますが、いまやつぱり工場規模によって検査手数料といふのは変わってくると思うんですよ。それともう一つやつぱりJIS規格を受けることによる企

業のメリットといいますか、それは生産額によつて全然違つてくるわけですね。数十億の製品を出する企業がJIS規格を受けることによるメリットといいますか、いうものと、たしかに数百万、数千万の売り上げしかない中小零細工場がJIS規格を受けることによるメリットといふのは、これは大分変わつてくると思うんです。そういう

点から見ても手数料、経費の面から見ても、しかも受益者のメリットという点から見ても、この手数料について再考をし、再検討をするということは私は決して不合理ではない、合理的な考え方だ

○委員長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。それで、これより採決に入ります。

○委員長(斎藤十朗君) 工業標準化法の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(斎藤十朗君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(斎藤十朗君) この際、大森昭君から発言を求められておりますので、これを許します。大森昭君。

○大森昭君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党及び新自由クラブの各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○委員長(斎藤十朗君) ただいま大森昭君から揚げられた意見をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○大森昭君 まず、案文を朗読をいたします。

○委員長(斎藤十朗君) 工業標準化法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

○委員長(斎藤十朗君) 政府は、本法施行にあたり、「貿易の技術的障害に関する協定」が締結された背景を十分認識し、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

○委員長(斎藤十朗君) 今後、工業標準調査会等におきまして十分検討していただきたいと思つております。

○委員長(斎藤十朗君) 本日、小柳勇君及び向井長年君が委員を辞任せられ、その補欠として大木正吾君及び井上計君が選任されました。

○委員長(斎藤十朗君) 本会は、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党及び新自由クラブの各会派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

○委員長(斎藤十朗君) 本会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(斎藤十朗君) ただいま大森昭君から揚げられた意見をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○大森昭君 まず、案文を朗読をいたします。

○委員長(斎藤十朗君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(斎藤十朗君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(斎藤十朗君) ただいま大森昭君から揚げられた意見をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(斎藤十朗君) ただいま可決された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(斎藤十朗君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(斎藤十朗君) 全会一致と認めます。よって、大森昭君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(斎藤十朗君) ただいまの決議に対し、佐々木通産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。佐々木通産大臣。

○国務大臣(佐々木義武君) ただいま御決議いたしました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し対処する考えであります。

○委員長(斎藤十朗君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(斎藤十朗君) 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤朗君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一項に規定する新技術企業化保険に、「二百五十万円」を「三百万円」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第三項中「又は次条第一項」を「次条第一項又は第三条の五第一項」に、「次条第一項に規定する公害防止保険又は普通保険」を「普通保険、次条第一項に規定する公害防止保険又は案に規定する新技術企業化保険」に改める。

一、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

業化保険」という。)について、保証をした借入金の額(手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後ににおいて払い込むべき掛金の額)の総額が一定の額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と新技術企業化保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該保証をした借入金の額が一億円(当該債務者たる中小企業者について既に新技術企業化保険の保険関係が成立している場合においては、一億円から当該保険関係における保険金額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、新技術企業化保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条中「公害防止保険」の下に「新技術企業化保険」を加え、「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

第七条及び第九条中「公害防止保険」の下に「新技術企業化保険」を加える。

第十条中「公害防止保険」の下に「新技術企業化保険」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第十一条中「公害防止保険」の下に「新技術企業化保険」を加える。

第十四条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第五条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第六条 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

(特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第一項に規定する公害防止保険又は第三条の五第一項に規定する公害防止保険又は第三条の五第一項に規定する新技術企業化保険に、「八百万円」を「一千五百円」に改め、同条第三項中「又は第三条の四第一項に規定する公害防止保険」を「第三条の四第一項に規定する公害防止保険」を「既に」に改める。

業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、二億円。以下同じ。)を超過することのできない保険(以下「新技術企業化保険」という。)について、保証をした借入金の額(手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後ににおいて払い込むべき掛金の額)の総額が一定の額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結するための財政援助等(激甚災害に対処するための特別の財政援助等)に「既に」に改める。

附則 第二条 第二項中「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に改める。

第三条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に關する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条 第二項中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

理由

昭和五十五年一月二十三日、電力業界八社は、平均六十四・四二ペーセントの電気料金の値上げを内容とする電気供給規程変更認可申請を行い、これに対し、目下公聴会等が開催され、全国民の注目を集めているところであるが、昨年来、石油製品の高騰と、円安傾向を背景に、卸売物価の上昇がますますその騰勢を強めている最近の情勢にかんがみ、このように大幅な電気料金の改定は、一挙に諸物価の高騰を招くおそれがある。九州電力株式会社の今回の申請は、電燈四十九・八六ペーセント、電力六十一・〇一ペーセント、総合して五十七・六八ペーセントの値上げ幅となつていて、現在既に全国各社の中でも最も高い料金水準にあり、申請のとおり大幅な改定が行われるときは、県経済並びに県民生活に及ぼす影響は誠に甚大であり、これに強く反対するものである。

第一四三〇号 昭和五十五年三月十日受理

電気・ガス料金値上げ反対に関する請願

請願者

稲垣美恵子外六百五十名

紹介議員

山中 郁子君

電気・ガス料金の値上げをやめられたい。

第一五六四号 昭和五十五年三月十二日受理

電気料金の値上げ抑制に関する請願

請願者

岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

紹介議員 岩動 道行君

東北電力株式会社における経営合理化をはじめ、企業努力を更に徹底して進めるよう強力に指導するとともに、当面する電気料金の値上げ幅及び実施時期については、厳正な審査をして、適正なものとすること。

二、一般家庭用電燈料金の改正については、地

域住民の理解が十分得られるものとするこ

と。

三、被保護世帯及び社会福祉施設に対する電気料金については、その実施時期について特別

の措置を講ずること。

四、農事用電力については、食糧供給基地としての岩手県の特殊性を考慮し、新規契約につ

いても、従来どおりの制度を適用すること。

五、中小規模事業所及び公共事業に対する基準電力については、従来からの特別措置を継続すること。

六、電気事業法第二十一条ただし書のいわゆる特約制度についても、企業の特殊事情を十分勘案し、制度の改善を図ること。

理由

今般の東北電力株式会社の電気料金の値上げ申請については、最近における原油等燃料費の高騰等によりやむを得ないものもあると考えられるが、今回申請のような大幅値上げが実施された場合、住民生活はもとより、産業、経済活動等各方面に多大な影響をもたらすことが憂慮される。

商工委員会、物価等対策特別委員会連合審査会
会議録第一号 中正誤

ページ 段行 誤
二七 三二 正啓示次郎君 正示啓次郎君

昭和五十五年四月十日印刷

昭和五十五年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E